

社会福祉法人愛和会居宅介護支援事業所愛和苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛和会が開設する居宅介護支援事業所愛和苑（以下「事業所」いう。）が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	居宅介護支援事業所愛和苑
所在地	茨城県古河市駒羽根320番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| (1) 管理者 | 1名（介護支援専門員と兼務） |
| 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。 | |
| (2) 介護支援専門員 | 2名以上 |
| 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。 | |
| (3) 事務員 | 1名（兼務） |
| 事務員は、介護支援専門員の補助及び事務処理を行う。 | |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日から金曜日 |
| ただし、国民の祝日及び国民の休日(5月4日)並びに12月31日から1月3日までを除く。 | |
| (2) 営業時間 | 平日 午前8時30分から午後5時30分まで |

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提
共した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居
宅介護支援が法定代理受理サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、両者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支
援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基
づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者
に関するサービスの内容などの情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サ
ービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業
者等との連絡調整を行う。また、利用者が介護保険施設への入所等を希望した
場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家
族、指定居宅サービス事業者などとの連絡を継続的に行い、居宅サービス計画
の実施状況を把握するとともに、おおむね月に1回程度（状態の変化が著しい
場合を除く）訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画
の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。課題の分
析について使用する課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン」を用いる。
- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、
担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等に
おいて、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し
やすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、
その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書
で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、古河市全域及び、境町、五霞町、埼玉県久喜市（旧栗
橋地区）、栃木県野木町とする。

(その他の運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機
会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契
約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 責任者の選定(責任者：施設長)
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者に現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

- 第11条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

付則

この規則は平成18年12月15日から施行する。

平成21年 4月 1日から施行する。

平成25年 7月21日から施行する。

平成27年 5月 1日から施行する。

平成29年10月 1日から施行する。

令和 2年 4月 1日から施行する。

令和 3年12月 1日から施行する。

令和 4年 1月 1日から施行する。

令和 4年 2月 1日から施行する。

令和 4年 4月 1日から施行する。

令和 4年 7月 1日から施行する。

令和 4年10月21日から施行する。

令和 4年12月17日から施行する。

令和 6年 9月 1日から施行する。

令和 7年 4月 1日から施行する。